



発行 新潟県

第 15 号

令和元年6月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

1 新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（管財課）

告 示

179 県政功勞さ章贈呈（秘書課）

180 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）

181 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）

182 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）

183 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）

184 土地改良区役員の就任届（農地計画課）

185 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）

186 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）

187 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

188 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

一般競争入札の実施（情報政策課）

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

特定施設の新設（商業・地場産業振興課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

3 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

正 誤

令和元年6月11日付け県報第11号告示第135号中（農地計画課）

規 則

新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

新潟県庁舎等管理規則(昭和52年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庁舎管理者)</p> <p>第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地(以下「警察庁舎等」という。)を除く庁舎等においては総務管理部長を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。)が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長(長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部業務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長)又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(禁止事項等)</p> <p>第7条 何人も庁舎等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>定められた場所以外の場所</u>で喫煙すること。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(庁舎管理者)</p> <p>第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地(以下「警察庁舎等」という。)を除く庁舎等においては総務管理部長を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。)が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長(長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部港湾空港庶務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長)又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(禁止事項等)</p> <p>第7条 何人も庁舎等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>廊下、倉庫等喫煙設備のない場所又は引火しやすい物の近く</u>で喫煙すること。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。



◎新潟県告示第179号

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則(昭和28年新潟県規則第35号)第4条の規定により、次の者に県政功労き章を贈呈した。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名 居住する市町村
 石塚 健 新潟市北区
 金谷 國彦 加茂市
 佐藤 卓之 三条市
 志田 邦男 新潟市中央区
 中野 洸 佐渡市
 西川 洋吉 長岡市
 早川 吉秀 見附市
 三富 佳一 柏崎市

◎新潟県告示第180号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサン-1-アミン（通称名：3-MeO-PCE）及びその塩類
 (2) 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-4CN-B7AICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和元年6月23日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労定着支援	ひろかみ工芸	魚沼市今泉412番地	社会福祉法人魚沼更生福祉会	令和元年6月1日
自立生活援助	緑風園相談室	新発田市中央町3丁目1-1	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和元年6月1日

◎新潟県告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	小栗田の里ヘルパース	小千谷市小栗田2732番地7	社会福祉法人小千谷北	令和元年

重度訪問介護	テーションりぼん	魚沼福祉会	5月31日
--------	----------	-------	-------

◎新潟県告示第183号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和元年6月25日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	済生会三条療育サポートセンターひまわり	三条市大野畑6番86-11号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 新潟県済生会	令和元年5月15日
放課後等デイサービス				
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ピース	五泉市村松乙95番地9	株式会社グロー・サポートシステム	令和元年6月1日

◎新潟県告示第184号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年6月25日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 新発田市上今泉甲428番地 布施 眞一

就任年月日 令和元年6月13日

◎新潟県告示第185号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月25日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 燕市富永991番地 濱田 佐登之
(理事長)

〃 〃 長渡65番地 松井 正博
 〃 〃 佐善3051番地 早川 諭
 〃 西蒲原郡弥彦村大字大戸404番地1 中川 昭一
 〃 新潟市西蒲区高畑38番地 野水 作一
 〃 〃 西蒲区馬堀4261番地 高井 慶喜
 〃 〃 西蒲区桑山316番地 槇田 善一朗
 〃 〃 西蒲区福島871番地 山田 一
 〃 〃 西蒲区横戸506番地 田中 妥
 〃 〃 南区西白根1759番地 伊藤 武夫
 〃 〃 南区下曲通80番地 高橋 隆
 〃 〃 西区保古野木987番地 小柳 一朗
 〃 〃 西区金巻115番地 鈴木 勇治郎
 監事 燕市横田12838番地 若林 三津雄
 〃 西蒲原郡弥彦村大字矢作1794番地 安達 卓憲
 〃 新潟市西蒲区升潟771番地6 本田 徹
 〃 〃 南区大倉589番地 登坂 治
 〃 〃 西区高山87番地4 玉木 英一

就任年月日 令和元年6月16日

2 退任

理事	燕市富永991番地	濱田 佐登之 (理事長)
〃	〃 長所4550番地	高波 勇
〃	〃 笈ヶ島2130番地	白井 文司
〃	西蒲原郡弥彦村大字村山1934番地	大倉 安夫
〃	新潟市西蒲区和納1丁目21番31号	佐藤 長作
〃	〃 西蒲区馬堀4261番地	高井 慶喜
〃	〃 西蒲区桑山316番地	榎田 善一朗
〃	〃 西蒲区真木1991番地	宮腰 弼
〃	〃 西蒲区大曾根1412番地	藤口 重博
〃	〃 南区西白根1759番地	伊藤 武夫
〃	〃 南区下曲通80番地	高橋 隆
〃	〃 西区保古野木987番地	小柳 一朗
〃	〃 西区黒鳥4866番地	大野 耕起
監事	新潟市西蒲区赤鋸542番地	長嶋 正榮
〃	〃 燕市佐渡山6962番地1	青柳 俊弘
〃	〃 〃 杉柳1508番地	小林 弦
〃	〃 新潟市西蒲区福島871番地	山田 一

退任年月日 令和元年6月15日

◎新潟県告示第186号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営潟端地区農業用排水施設整備(かんがい排水事業「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和元年6月26日から令和元年7月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第187号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年6月25日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和元年6月12日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
佐渡市千種字村中東通り乙457番2の内、458番1の内、458番2の内、459番1の内、459番2の内、458番1地先道の内、459番1地先水路の内	5.00	73.71

◎新潟県告示第188号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年6月25日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和元年6月13日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市三本木三丁目187番5、192番2の内	6.00	15.91

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和元年11月22日（金）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 令和元年6月25日（火）から令和元年7月9日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

(4) 入札説明書の返却

入札説明書は、入札終了後、速やかに返却すること。

また、一部分でも複写等を行った場合は、当該複写物も含め全て返却すること。

返却は、5(1)イに定める提出場所に持参又は当該場所あての配達証明付きの書留郵便により送付する方法とする。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年8月6日(火) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和元年6月25日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和元年7月23日(火) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和元年7月30日(火) 午前9時から午後5時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年6月25日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡 A街区

所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更、大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 平成31年2月19日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年6月25日から令和元年7月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年6月25日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡 B街区

所在地 長岡市四郎丸町字沖田240番地1 外

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 平成31年2月19日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年6月25日から令和元年7月25日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年6月25日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称（仮称）アルペン新発田店・ツルハドラッグ新発田店

所在地 新発田市舟入町3丁目718番地 外

設置者 株式会社アルペン 他1者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,202㎡

(変更後) 3,197㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 97台

(変更後) 154台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 13台

(変更後) 42台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 57.0㎡

(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 99.0㎡

ウ 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 15.0㎡

(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 20.0㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

・株式会社アルペン

午前10時00分から午後9時00分

(変更後)

・株式会社アルペン

午前10時00分から午後9時00分

・株式会社ツルハ

午前6時00分から午後12時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分

(変更後) 午前5時30分から翌午前0時30分

ウ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)・数 3カ所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後)・数 4カ所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

令和2年2月6日

4 届出年月日

令和元年6月5日

5 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

6 縦覧期間

令和元年6月25日から令和元年10月25日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べるができる。

令和元年6月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社東京インテリア家具
 - (2) 住所 山梨県甲府市国母七丁目13番21号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 利根川 弘衛
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社東京インテリア家具
 - (2) 住所 山梨県甲府市国母七丁目13番21号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 利根川 弘衛
- 3 特定施設の名称
東京インテリア家具長岡店
- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
 - (1) 所在地 長岡市千秋二丁目2782番1、2782番5、2782番6
 - (2) 敷地の面積 11,791㎡
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
 - (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
既存宅地のため開発行為に係る工事は不要
 - (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
令和2年2月1日（予定）
- 6 特定施設の新設をする日
令和2年3月1日（予定）
- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
 - (1) 特定施設の床面積の合計
10,441平方メートル
 - (2) 特定施設の店舗面積の合計
8,085平方メートル
- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域
 - (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり2,160人
 - (2) 特定施設の集客を予定している区域
長岡市、燕市、三条市、見附市、魚沼市、小千谷市、柏崎市、刈羽郡刈羽村及び三島郡出雲崎町の区域
- 9 届出年月日
令和元年6月14日
- 10 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商工部産業支援課、新潟市経済部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業観光課、小千谷市商工振興課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市地域経済課、燕市産業振興部商工振

興課、魚沼市経済産業部商工観光課、弥彦村観光商工課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

11 縦覧期間

令和元年6月25日から令和元年9月25日まで

12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先

産業労働部商業・地場産業振興課商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、収納家具一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月25日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

収納家具 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」「文具事務機器類」「印刷・印章類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線209

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年7月2日（火）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月9日(火) 午前11時30分

新潟県立加茂病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、待合家具等一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月25日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

待合家具等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月27日(火)

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」「文具事務機器類」「印刷・印章類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-1397
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号
新潟県立加茂病院経営課経営係
電話番号 0256-52-0701 内線209

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年7月2日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月9日(火)午前10時30分
新潟県立加茂病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年6月25日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>第15章 選挙公報（第53条—第65条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第53条 <u>削除</u></p> <p>第16章～第21章（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（選挙公報の印刷）</p> <p>第53条 <u>削除</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（掲載文の申請）</p> <p>第56条 候補者が公選法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第34号様式に準じた申請書に県委員会の交付する別記第35号様式に準じた用紙（<u>県委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認知することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文を添え、県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面向、上半身を撮影した手札型（白黒のもの）とし、<u>書面による掲載文を添付するときは、当該写真の裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。</u></u></p> <p style="padding-left: 2em;">（掲載文に使用する文字等）</p> <p>第57条 <u>掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 掲載文は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線並びに図、イラストレーション及びこれらの類（以下「文字等」という。）以外のものを使用して記載し、又は記録してはならない。た</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>第15章 選挙公報（第53条—第65条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第53条 <u>（選挙公報の印刷）</u></p> <p>第16章～第21章（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（選挙公報の印刷）</p> <p>第53条 <u>選挙公報は、写真製版により黒色で印刷するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（掲載文の申請）</p> <p>第56条 候補者が公選法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第34号様式に準じた申請書に県委員会の交付する別記第35号様式に準じた用紙（以下「原稿用紙」という。）<u>1枚に記載した掲載文1通を添え、県委員会に提出しなければならない。</u>この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面向、上半身を撮影した手札型<u>1葉</u>（白黒のもの）とし、<u>その裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（掲載文に使用する文字等）</p> <p>第57条 <u>掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。第54条第1項の規定により掲載する写真を除き、色の濃淡があってはならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 掲載文は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線並びに図、イラストレーション及びこれらの類（以下「文字等」という。）以外のものを使用して記載してはならない。ただし、原稿用</p>

だし、原稿用紙の氏名欄は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線以外のものを使用して記載し、又は記録してはならない。

4 原稿用紙の氏名欄には、候補者の氏名（令第88条第8項、第9項及び令第89条第5項の規定の適用を受けた場合においては、通称）を当該氏名欄の枠内に縦書きで記載し、又は記録しなければならない。この場合において、氏名のほか候補者の住所、年齢及び所属党派並びに主要経歴等を記載し、又は記録することを妨げない。

(図等の面積制限)

第57条の2 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙の掲載文本文を記載し、又は記録することができる部分の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の訂正)

第58条 県委員会は、前3条の規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は文字等が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、掲載文の記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載文の撤回又は修正)

第59条 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、別記第36号様式による申請書を、修正しようとするときは、別記第37号様式による申請書に県委員会が交付する原稿用紙に新たに記載しなおし、又は記録しなおした掲載文を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第34号様式 (第56条関係)

(選挙公報掲載申請書様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における選挙公報の掲載を受けたいので、掲載文及び写真を添えて申請します。

第35号様式 (第56条関係)

(選挙公報掲載文原稿用紙様式)

(略)

(略)				
			前時	
年	月	日	後分	

紙の氏名欄は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線以外のものを使用して記載してはならない。

4 原稿用紙の氏名欄には、候補者の氏名（令第88条第8項、第9項及び令第89条第5項の規定の適用を受けた場合においては、通称）を当該氏名欄の枠内に縦書きで記載しなければならない。この場合において、氏名のほか候補者の住所、年齢及び所属党派並びに主要経歴等を記載することを妨げない。

(図等の面積制限)

第57条の2 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙の掲載文本文を記載することができる部分の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の訂正)

第58条 県委員会は、前3条の規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は文字等が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載文の撤回又は修正)

第59条 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、別記第36号様式による申請書を、修正しようとするときは、別記第37号様式による申請書に県委員会が交付する原稿用紙に新たに記載しなおした掲載文1通を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第34号様式 (第56条関係)

(選挙公報掲載申請書様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における選挙公報の掲載を受けたいので、掲載文1通及び写真1葉を添えて申請します。

第35号様式 (第56条関係)

(選挙公報掲載文原稿用紙様式)

(略)

(略)				
			前時	
平成	年	月	日	後分

(略)

備考 (氏名欄)には、選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載し、又は記録してください。

第37号様式 (第59条関係)
(選挙公報掲載文修正申請書様式)
(略)
選挙公報掲載文修正申請書

何年何月何日付け申請しました選挙公報掲載文を修正したいので、修正掲載文1通を添えて申請します。

第38号様式 (第66条関係)
(投票記載所の氏名等の掲示の様式)
(略)
その4

名簿登載者の氏名	略称	名簿届出政党等の名称	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等名称等揭示 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会
(順位)氏名 優先的に当選人となるべき候補者			

備考

- (略)
- 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者(以下「特定枠名簿登載者」という。)の「順位」については横書きとする。
- 名簿登載者(特定枠名簿登載者を除く。)の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。特定枠名簿登載者の氏名等の揭示については、特定枠名簿登載者以外の名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該名簿登載者の氏名の次に掲載する。
- (略)

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

(略)

備考 (氏名欄)には、選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載してください。

第37号様式 (第59条関係)
(選挙公報掲載文修正申請書様式)
(略)
選挙公報掲載分修正申請書

何年何月何日付け申請しました選挙公報掲載分を修正したいので、修正掲載文1通を添えて申請します。

第38号様式 (第66条関係)
(投票記載所の氏名等の掲示の様式)
(略)
その4

名簿登載者の氏名	略称	名簿届出政党等の名称	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等名称等揭示 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会

備考

- (略)
- 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については、縦書きとする。
- 名簿登載者の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
- (略)

正 誤

令和元年6月11日付け新潟県告示第135号（土地改良区役員の退任届）中

ページ	行	誤	正
3	44	新潟市西区坂井507番地	新潟市西区板井507番地